

確認申請等（確認・許可・認定）手数料一覧（令和3年4月1日以降）

確認申請手数料

	床面積の合計	確認申請 手数料	中間検査 手数料	完了検査手数料		省エネ適判等を受けた建築物の 場合に加算する 完了検査申請手数料 ※	
				中間検査あり	中間検査なし		
建築物	30㎡以内のもの	5,030 円	9,030 円	9,000 円	10,000 円	300㎡未満のもの	10,000 円
	30㎡を超え 100㎡以内のもの	9,050 円	11,000 円	11,000 円	12,000 円		
	100㎡を超え 200㎡以内のもの	14,000 円	15,000 円	15,000 円	16,000 円		
	200㎡を超え 500㎡以内のもの	19,000 円	20,000 円	21,000 円	22,000 円	300㎡以上 1,000㎡未満のもの	16,000 円
	500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	34,100 円	33,100 円	35,000 円	36,100 円		
	1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	48,200 円	45,300 円	47,000 円	50,300 円	1,000㎡以上 2,000㎡未満のもの	26,000 円
	2,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	140,000 円	100,000 円	110,000 円	120,000 円	2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	78,000 円
						5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	124,000 円
	10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	240,000 円	160,000 円	180,000 円	190,000 円	10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	153,000 円
25,000㎡以上のもの						192,000 円	
50,000㎡を超えるもの	462,000 円	331,000 円	370,000 円	381,000 円			
	昇降機設備（1基につき）	9,030 円	—	13,000 円			
	工作物	8,050 円	—	9,050 円			

※ 省エネ適合性判定、向上計画認定、性能認定、低炭素認定（工場等は除く）

許可申請手数料

申請の種類	法令条項	建築審査会の同意	手数料
接道許可	法第43条第2項第2号	要	33,700 円
道路内の建築許可（公衆便所等）	法第44条第1項第2号	要	33,700 円
道路内の建築許可（公共用歩廊等）	法第44条第1項第4号	要	161,000 円
壁面線の特例許可	法第47条ただし書	要	161,000 円
用途地域内の建築許可	法第48条ただし書	要	182,000 円
特殊建築物の敷地の位置の許可	法第51条ただし書	要 (都計審)	161,000 円
容積率の特例許可	法第52条第10項、第11項、第14項	要	161,000 円
建蔽率の特例許可	法第53条第4項、第5項	要	161,000 円
建蔽率の適用除外許可	法第53条第6項第3号	要	33,700 円
敷地面積の最低限度の特例許可	法第53条の2第1項第3号又は第4号	要	161,000 円
高さに関する許可	法第55条第3項	要	161,000 円
高さに関する特例許可	法第55条第4項	要	161,000 円
日影による高さの特例許可	法第56条の2第1項ただし書	要	161,000 円
特例容積率適用地区における高さの特例許可	法第57条の4第1項ただし書	要	161,000 円
高度地区における高さの特例許可	法第58条第2項	要	161,000 円
高度利用地区における容積率、建蔽率、建築面積の特例許可	法第59条第1項第3号	要	161,000 円
高度利用地区における高さの特例許可	法第59条第4項	要	161,000 円
広い空地を有する建築物の容積率等の特例許可	法第59条の2第1項	要	161,000 円
景観地区における高さの特例許可	法第68条第1項第2号	要	161,000 円
景観地区における壁面線の位置の特例許可	法第68条第2項第2号	要	161,000 円
景観地区における敷地面積の特例許可	法第68条第3項第2号	要	161,000 円
再開発等促進区等内の高さの特例許可	法第68条の3第4項	要	161,000 円
地区計画又は沿道地区計画内の高さの許可	法第68条の5の3第2項	要	161,000 円
予定道路に係る容積率の特例許可	法第68条の7第5項	要	161,000 円
仮設興行場等の建築許可(1年以内)	法第85条第5項	不要	120,000 円
仮設興行場等の建築許可(1年超)	法第85条第6項	要	161,000 円
一団地の高さ及び容積率の特例許可	法第86条第3項	要	1 建築物が2以下の場合 221,000 円 2 建築物が3以上の場合 221,000+28,000×(n-2) 円 n: 建築物数
総合的設計による建築物の容積率及び高さの特例許可	法第86条第4項	要	1 建築物が1の場合 221,000 円 2 建築物が2以上の場合 221,000+28,000×(n-1) 円 n: 建築物数
予定外認定建築物の許可	法第86条の2第2項	要	1 建築物が1の場合 221,000 円 2 建築物が2以上の場合 221,000+28,000×(n-1) 円 n: 建築物数
予定外許可建築物の許可	法第86条の2第3項	要	1 建築物が1の場合 221,000 円 2 建築物が2以上の場合 221,000+28,000×(n-1) 円 n: 建築物数

認定申請手数料

申請の種類	法令条項	手数料
仮使用認定	法第7条の6第1項第1号又は第2号	120,000 円
接道認定	法第43条第2項第1号	27,300 円
道路内の建築認定	法第44条第1項第3号	27,300 円
容積率の特例認定	法第52条第6項第3号	27,300 円
高さに関する特例認定	法第55条第2項	27,300 円
高架の工作物内における高さの特例認定	法第57条第1項	27,300 円
景観地区における高さ制限の適用除外認定	法第68条第5項	27,300 円
再開発促進区等内の容積率等の特例認定	法第68条の3第1項、第2項、第3項、第7項	27,300 円
地区計画等の区域内における容積率の特例認定	法第68条の4	27,300 円
防災街区整備地区内における容積率の特例認定	法第68条の5の2	27,300 円
地区計画等の区域内における高さの特例認定	法第68条の5の5第1項、第2項	27,300 円
地区計画等の区域内における建蔽率の特例認定	法第68条の5の6	27,300 円
一団地の特例認定	法第86条第1項	1 建築物が2以下の場合 78,300 円 2 建築物が3以上の場合は $78,300+28,000 \times (n-2)$ 円 n: 建築物数
総合的設計による建築物の特例認定	法第86条第2項	1 建築物が1の場合 78,300 円 2 建築物が2以上の場合は $78,300+28,000 \times (n-1)$ 円 n: 建築物数
予定外建築認定建築物の指定	法第86条の2第1項	1 建築物が1の場合 78,300 円 2 建築物が2以上の場合は $78,300+28,000 \times (n-1)$ 円 n: 建築物数
一の敷地と見なすこと等の認定又は許可の取消	法第86条の5第1項	$6,480+12,000 \times n$ 円 n: 既存建築物数
一団地の住宅施設における容積率等の緩和認定	法第86条の6第2項	27,300 円
全体計画認定	法第86条の8第1項	27,300 円
全体計画認定の変更	法第86条の8第3項	27,300 円
全体計画認定の変更	法第87条の2第1項	27,300 円